

どうしよう？  
と思ったら

**市民相談案内** 市民のしおり42～46ページに相談窓口の詳しい案内を記載しています

| 相談内容  | 問い合わせ                           |
|---|---------------------------------|
| 日常生活の悩み事▶多重債務▶行政・法律・公正証書▶税金・社会保険労務▶不動産・登記▶建築・住宅修繕▶マンション管理 | 広聴課 ☎224-5022                   |
| 消費生活  | 消費生活センター ☎224-6162              |
| 児童虐待  | 児童虐待防止 SOS センター ☎0120-283-505   |
| 子育て・児童虐待<br>ひとり親家庭・離婚                                     | こども家庭課 ☎224-5821                |
| 育児の悩み   | 子育て支援センター ☎247-6613             |
| 子育て施設サービス等利用支援  | 子育て支援センター ☎247-5010             |
| 教育全般  | リバーラ ☎234-8333                  |
| いじめ   | 教育センター ☎236-1818                |
| 青少年の悩み事   | 少年指導センター ☎224-5724              |
| 性感染症・エイズ▶うつ・アルコール・ひきこもり                                   | 保健予防課 ☎227-5102                 |
| 健康  | 健康づくり支援課 ☎229-4125              |
| 不妊・不育症  | 健康管理課 ☎229-4124                 |
| 医療安全に関する相談  | 保健総務課 ☎227-5101                 |
| 人権  | さいたま地方方法務局川越支局 ☎243-3824        |
| 高齢者(高齢者虐待・介護予防・認知症)                                       | 地域包括ケア推進課 ☎224-6087             |
| 障害者   | 障害者福祉課 ☎224-5785<br>☎225-3033   |
| 障害者虐待   | 障害者虐待防止センター ☎227-4330 ☎226-7666 |
| 女性の悩み・DV  | 男女共同参画課 ☎224-5723               |
| 結婚・内職・交通事故  | 市民相談室(ウエスタ川越3階) ☎249-7855       |
| 労働トラブル(仕事上の悩み)  | 雇用支援課 ☎227-5776                 |
| 就職活動・雇用・若年未就労者  | しごと支援センター ☎227-5775             |
| 外国人籍市民  | 国際文化交流課 ☎224-5506               |

実施日・相談内容などはお尋ねください▶予約が必要な相談があります▶電話番号などのかけ間違いにご注意ください

**PICK-UP**

**女性相談・カウンセリングルーム** 男女共同参画課 ☎224-5723

女性のあらゆる悩みに女性相談員が応じます。ひとりで悩まず、相談してみませんか。個人の秘密は厳守されます。

**女性相談(川越市配偶者暴力相談支援センター)**  
家庭生活、夫婦関係、DV(配偶者等からの暴力)など。  
相談日…月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く) 時間…午前9時～午後5時 会場…同課(本庁舎3階)

**カウンセリングルーム**  
こころの悩み、セクシュアルハラスメントなど。  
相談日…第2・4木曜日(予約制) 時間…午前10時～午後4時 会場…ウエスタ川越 男女共同参画推進施設 申し込み…事前に電話で同課

消費生活の豆知識 その87 **結婚式場の予約・契約トラブルに注意!**

**事例**

4か月後に結婚式を挙げようと思  
い結婚式場を見学した。「今日契約  
すれば値引きする。希望日が取れる」  
と言われたので、予約金10万円を支  
払った。2週間後、「都合が悪くな  
ったので、解約したい」と伝えると、  
「予約金は一切返金しない」と言わ  
れた。一部でもいいから返金して欲  
しい。

「結婚式」をめぐる消費者トラブ  
ルに関する相談が多く寄せられてい

ます。結婚式場の予約は、消費者に  
とって非日常的な契約であるため、  
式場から契約をせかされると冷静な  
判断ができない場合があります。一  
般的に式場の契約は、締結から当日  
までの期間が長く、契約が終了する  
までに予期しないことが起こった  
り、打ち合わせを重ねる中で式場へ  
の不信感が生じたりしてキャンセル  
に至ることは少なくありません。

● 担当者に式の具体的なイメージや  
予算を伝え、小まめに概算を出して  
もらうなど、担当者との意思疎通を  
図り、見積りの内容についても説  
明を受けましょう。

● 困ったときは、消費生活センター  
にご相談ください。

● 消費者カレッジ「相続の基礎知識」  
講師：司法書士・伊藤 亥一郎さん  
日時：7月24日(火)午後2時～3時  
30分 会場：ウエスタ川越 市民活  
動・生涯学習施設 対象：市内在  
住・在勤 定員：先着50人 経費：  
無料 申し込み：7月2日(月)午前  
9時から電話・ファクスで消費生活  
センター

消費生活センター ☎224-6162  
☎222-5454